

総務常任委員会

1 開 議 令和6年12月9日（月） 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 陳情第8号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件について

日程第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	藤田善幸	出席
委員	菊池久光	出席
	大豆生田春美	出席
	小野寺尚武	出席
	深澤正夫	出席
	伊賀純	出席
事務局	植田賢司	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

◎陳情第8号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件について

○委員長（高瀬重嗣） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、陳情第8号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件についてを議題といたします。

陳情第8号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（植田賢司） それでは、陳情第8号について説明いたします。

陳情名、再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件。提出者、宇都宮市明保野町1番6号、栃木県弁護士会代表、石井信行。

まず、陳情の趣旨について説明いたします。冤罪犠牲者の救済のため、刑事訴訟法の再審規定、いわゆる再審法において、1つ目として、再審における検察手持ち証拠の全面開示、2つ目として、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を内容とする改正を政府に対し求めるものとなっております。

次に、陳情内容、理由について説明いたします。冤罪は最大の人権侵害である。冤罪被害者を救済するための制度が再審であり、その手続を定めた法律のことを再審法と呼んでいる。しかしながら、現行法において、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように再審のルールが存在しないことから、事件を担当する裁判官によって、再審請求手続の審理の在り方に大きなばらつきが生じている。これは適正公平な裁判とは言えない。これが今の現状となっております。

次に、再審における検察手持ち証拠の全面開示について説明いたします。とりわけ大きな問題として取り上げているのが再審における検察手持ち証拠の全面開示である。過去の多くの冤罪事件では、検察庁や警察といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力、決め手となっている。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人の無実を示すものが多く含まれることも少なくない。

次に、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止について説明いたします。一旦裁判所が冤罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審請求手続においての再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることになるので、速やかに再審公

判の手續に移行し、公開の法廷において改めて有罪、無罪の判断を行う審理をするべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではない。資料14ページにもございますが、冤罪被害者の救済には気が遠くなるほど時間がかかっているというのが資料14ページのイラストになります。

現在の概況というか、現状になるのですけれども、日本弁護士連合会は、1つとして、再審請求手續における証拠開示の制度化、2つ目として、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、つまり再審請求手續における手續規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める決議を採択し、全国各地の弁護士会、弁護士会連合会でも同趣旨の決議が行われております。

2024年3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、冤罪救済のための再審法改正を実現する議員連盟が超党派で結成され、参加議員の数も日々増えており、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつある。しかしながら、法務省は今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していない。再審法改正に向けた流れをより確実なものにするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えております。そこで別紙意見書を採択していただきたく陳情いたしました。これが陳情の内容となっております。

この陳情について、継続審査とするのか、また採択とするのか不採択とするのかを話し合っていたきたいと思います。

説明は以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 説明が終わりましたので、これより陳情第8号に対する意見を行います。

簡単なようで難しい問題でもありますけれども、皆様一人一人のご意見をお伺いしたいと思います。どのように行っていきましょうか。ベテラン議員から聞いていこうかな。

小野寺委員、お願いします。

○委員（小野寺尚武） まず、最近の袴田事件の無罪ということで、非常に関心が高まっているということは事実だと思うのです。その結果を見てから地方の動きというのは変わるのではないかなと思うのですけれども、この陳情書自体はまだ袴田事件が無罪ということで決まる前に意見書というのを出しているのかなと思うのですけれども、というのは栃木県のを見ましても不採択が多いのです。採択している自治体が少ない。全国で見ると、私も驚いたのですけれども、北海道とか青森とか向こうの地区が採択が多いのです、ずっと今まで何年か見ていると。なぜなのかなと、私はちょっと不思議ではないのですけれども、それは別といたしまして、最近の袴田事件の結果を見ても、また国会でも随分こういったこれに対しての集まりも持っているようですから、趣旨は私は賛成なののですけれども、最低でも趣旨採択だなと、こう思っているのですけれども、ただ近隣の市町村、自治体、今お分かりになったら、それだけ参考にお聞きしたいのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣） では、事務局、近隣の状況というのをよろしくお願いします。

事務局。

○事務局（植田賢司） 近隣の状況、県内になるのですけれども、今小野寺委員からありましたように、同様の陳情が全国各地の地方議会に提出されております。県内におきましては、大田原市と小山市と日光市以外の議会におきましては、9月の定例会に間に合うタイミングで陳情が提出されております。内容は全く同じです。その中で採択したところが宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、那須塩原市、さくら市、那

須烏山市の7市、不採択、もしくは議運で上程しないとか、そういった判断を下したところなのですから、足利市は議運で上程しない、これ私の勝手な推測かもしれないのですが、昔足利事件というのがあって、そのときに、菅家さんでしたっけ、そういった事件があったので、そのタイミングでやっているから、今回は上程しないという勝手な推測かもしれないです。あと、真岡市につきましては、令和3年9月定例会で不採択となっており、同様の趣旨であったため取り下げた、相手方が。ただ、今回真岡市からは、取り下げたものを同じ内容で出されているのだと思うので、陳情どうでしょうというような形で照会は来ております。

矢板市、こちらも不採択で、内容は賛同できるのですが、国で判断すべきなのではないですかという、簡単にご説明申し上げればそういうことになります。下野市、こちらはもうちょっと具体的に広報とかに出ていまして、やっぱり趣旨は理解できるのですが、高度の専門的知見をもって扱うべき問題である。さらに、議員連盟が結成されており、この問題についてはそちらに委ねるべきなのではないですかというのが下野市です。今回の12月定例会で審議するというのが結果的に先ほど再提出された真岡市と大田原市、日光市、提出がないというのが小山市となっております。全国的には、先ほど小野寺委員が言ったように、採択とか不採択とか議長預かりなど対応がまちまちになっております。最近の傾向としては、採択が増えてきているのかなという感触はあります。

以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 私は、趣旨は採択なのです。ですから、最低でも趣旨採択はしてもらいたいと思うのですが、ただこの意見書案、向こうから送りつけているこの意見書案、これをそのままというのでは、大田原の議会の委員長はじめ全体の趣旨からして、ちょっと意見書をうのみにそのまま出すというのは私はあまり賛成できないと。もし出すのであれば、委員長、副委員長と事務局でちょっと内容を変えて、趣旨は同じでも、それで提出するというような形で持っていっていただけるとありがたい、こう思っております。

○委員長（高瀬重嗣） 暫時休憩してお伺いしていいですか。

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時21分 再開

○委員長（高瀬重嗣） 再開いたします。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 私も中身は賛成です。再審について細かい手続の条文が定められていないという部分とか、それから検察の持っている証拠の開示が要は再審のときに出てくるということで、その部分では、本当だったら無罪かもしれないのに、その証拠が全部出されていないということで冤罪になってしまうような内容がちょっと今までもいろんな事件を見るとあるという部分では、検察側の手持ちの証拠はやはり開示すべきだと思うし、それから検察側の不服申立ての禁止という部分を訴えているのですが、確かにもし再審しますということになったら、裁判を行って本当に検察側が有罪にすることであれば、

それだけの証拠をきちんと明確にして有罪にすればいいだけであって、そこに不服申立てを行うということがどうも私はクエスチョンだなと思っているのです。だから、本当に冤罪をなくすということを考えると、きちんとやっぱりそこら辺は明確にして、誰もが分かるような裁判を行っていただきたいなど。そして、再審請求から開始までの時間がすごく長過ぎるという部分は間違いないので、そういった部分が早く行われなければ、犯罪者とされている方がご高齢になってしまって、今回の袴田事件もそうですけれども、本当に人生台なしになって、家族もみんな台なしになってしまうという部分を見ると、早く結果は出すべきではないのかなということを思っています。ですので、この意見書はともかく、弁護士さんが言ってきていることには私は賛成です。

○委員長（高瀬重嗣） 菊池委員。

○委員（菊池久光） 私のほうも、小野寺委員おっしゃっていたように、趣旨についてはよく分かります。分かる中で、しかも今お話が出たように、証拠の提出、こちらが重要なものと、この中にもうたっているのですが、再審のルールづくり、これが非常に重要なのではないかなと思います。ただ、矢板とか下野、こちらのほうなんかでは、国で決めるべきものではないかということはどうたっているのですが、地方議会としての意見はある程度提出する必要があるのかなと思います。ただ、ちょっと迷うところであって、さっき小野寺委員がお話しされたように、この案をそのまま提出してしまってよろしいのかというところはちょっと悩むところでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 藤田委員。

○委員（藤田善幸） 私も今回この陳情書に関しては不採択というような意見のほうの考えであります。というのも、この中身としましては、もちろん間違っている内容ではないのですけれども、やはり高度の専門知識を有する方に投げるべき内容だと思っていますので、前回ちょっといろいろ調べましたら、栃木県のほうでも令和3年度にこの陳情書が県政経営委員会に付託され、そのときに不採択となっています。理由として、そのときにこのルールづけというのはやっぱり高度な専門が要るだろうと。ただ、その後、先日令和6年10月の栃木県の通常会議の中だと、再審手続の在り方に関する十分な議論を求める意見書を提出されて、これが可決されていますので、私もこの陳情書に関しましては不採択で、ちょっとできるのか分からないのですけれども、それとは別に意見書としてしっかり十分な議論を求めるという意見書を大田原市としては出すというのが、できるのでしたらそちらのほうがいいのかななんて思っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣） 深澤委員、お願いします。

○委員（深澤正夫） この冤罪については、長いことやっているのですけれども、これは確かな証拠がなく引っぱり張っているというのが現実ではないかなと思うのです。だから、長くかかるようだったら、この間の袴田さんだって、証拠はあったのだけれども、あんなようになってしまう、あんな冤罪でやったということ自体が。だから、ここで言っている再審ルールについて、物すごく時間がかかっていると言っているのですけれども、それは証拠としての認識がなかなかないから、即死刑とか、あれだけの人間を殺したのに決定しないというのは、いろいろな弁護士とか裁判官によって違うのかなと。ただ、内部では話合っ

て結果としては出ているのだと思うのです。これはまだ証拠が足りないのではないかとか、ある意味では

やっていると思うのです。だから、この陳情書については、前向きに考えれば、冤罪とか、そういうのが短くやれるというのはいいと思うのですけれども、ただそれを短くしたからいいというものではなくて、国家権力のある人がもうちょっとしっかりとやってもらったほうがいいのではないかなと思います。だから、総論は賛成ですけれども、各論的にはそういうことです。

○委員長（高瀬重嗣） 伊賀委員、お願いします。

○委員（伊賀 純） 私もこの趣旨に対してはとても賛成の方向です。この趣旨の中に、①と②、これを読ませていただくと、本当に私なんかはそのとおりだなというふうに思います。再審請求をして決定するまでにまた時間がかかるという、それをちょっと短くするための法律というか、それを改正するというのはとても大切なことだと私は思いますし、先ほども大豆生田委員から出たように、家族であったり当事者であったりがどれほどの人生と時間をかけていかななくてはならないのだろうと。また、反対に本当に罪を犯した人もいるわけです。そういう方は全然この中に入っていないということになってくると、やっぱりそれはそれで違うのではないかと私は思いますし、迅速な請求をされる家族であったり被害者の関係する方がきちんとした請求をする手続というのはきちんと迅速に進められていくべきだと私は思うので、賛成ということでございます。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） ちょっと事務局にお尋ねしたいのですが、趣旨採択した場合、決してほかの自治体でもないことはないのです。趣旨採択した場合、この意見書の文面というのはどうなるのですか。そろえなくてもよろしいのですか、提出するのに。

○委員長（高瀬重嗣） 事務局。

○事務局（植田賢司） 趣旨採択けれども、意見書は出さないということですか。

○委員（小野寺尚武） 出さなくてもよろしいのかどうか。

○事務局（植田賢司） そうすると、委員長報告で趣旨は採択するけれども、意見書は提出しない。

○委員（小野寺尚武） ちょっと難しいあれですけれども。

○事務局（植田賢司） 採決が何とも。そうすると議会にはかからないのか。

○委員長（高瀬重嗣） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 趣旨採択というのは結構全国の自治体でもあるのです、それで賛成しているのが。だから、私は大田原でも、これ知りません、不採択ですと出すのでは、ちょっと大田原の総務常任委員会そのものが、甘く見られるのではないかという意味ではないですけれども、軽く見られては困ると思うものですから、趣旨採択ということで議会を通すべきだと私は思っているのですけれども、議会に報告すべきだと。

○委員長（高瀬重嗣） ほかに皆さんご意見ございませんか。
菊池委員。

○委員（菊池久光） 今小野寺議員がおっしゃっていたように、今皆さんの話を聞いていると、趣旨は大体の皆さんが当然のことだよと、賛成しますよという内容だと思うのです。その中で、今事務局のほうに問いがあったように、それで議会のほうに委員長報告ができるのかというところと、その趣旨採択したときにこの意見書自体はどういった扱いになるのかを確認しないと前に進んでいかないのかなと。趣旨には皆

さん賛成なのかなという気がするのです。

○委員長（高瀬重嗣） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） この件名のところに再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件ということだから、趣旨だけ賛成で意見書は出しませんということになると不採択ということなのではないかと思うのです、意見書を出さないのだから。

○委員長（高瀬重嗣） 今回の陳情の内容は、私もいろいろ思うところがあって、三審制の意味はどこに行くのだと。三審制というのは、厳格に3回裁判をやって決めていく制度ですよね。ただ、そこにも間違いが起こる可能性があるから、再審制度というのがあるのですけれども、それに対して皆さんいろんな考えがあると思われるのです、趣旨は賛成なのけれども皆さんおっしゃる方がいるので。我々としても、もう少し勉強して、例えば意見書を我々総務常任委員会で新たに作るにしても、今回ではなくて継続をして、3月の議会で意見書を出すなりというのが私は議員としてはいいかなと思うのですが、これが私の意見でございます。皆さん、それについてはどうですか。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） すみません。ちょっと勉強不足なところがあると思います、この質問は。この趣旨があって、この意見書の中身がこの趣旨なわけですね。趣旨で行っていいというのに意見書が違うというところは、どういうところが意見書として出すのがためらうところなのですか。そのところが私はちょっと分からず、教えていただけたらと。

○委員長（高瀬重嗣） ひな形を作って、先ほどの事務局の説明はここからでしょうか。ほとんどここからですよ。趣旨は分かるけれども、この文章をそのまま飲み込んでいいのかというところ、細かいこと、例えばここで1行1行やっていきますと、いろんなところに文句をつけることができる。ここに疑問があるのではないかとすることができる。それを1行1行みんなで話をして、この意見書のみ込めるかというまで、3か月後の議会に継続をして勉強したほうがいいのではないかと。その趣旨のみ込めるけれども、意見書というのは、そういう意味合いだと思います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 委員長がおっしゃったように、ちょっと勉強する時間がやっぱり欲しいと思いますので、今議会は継続ということでもいいのではないかと思います。

○委員長（高瀬重嗣） いつまでも継続ができるわけではないので、3月議会に結論を出すということで、我々ももう少し調査勉強してこの陳情に取り組みたいと思います。

皆さんから意見ございませんか。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） この陳情に対して賛成するということは、この意見書を出すということがあくまでも前提なのではないのかと思ったときに、要はこの意見書が納得いかないのだったら不採択ということになってしまうのではないですか。だから、そこを一つ一つ見ていって、納得してオーケーを出すのであれば、もうそれは採択なわけなのでしょう。そこをするために勉強するという、継続なのでしょうけれども、あくまでもこの意見書は出すという捉え方で継続にするのですか。

○委員長（高瀬重嗣） それは継続して決めるのです。継続をして、この意見書をまた3月に審査をして出

すか、それか総務常任委員会として意見を集約して、我々としての意見書、違う意見書を作る可能性もあると。

○委員（大豆生田春美） そうすると、これは不採択ということですか。継続して勉強しましたと、この意見書ではちょっと駄目だということになったときに、改めて総務で作らましようといった場合は、このひな形と違ってしまうわけだから、不採択という結果になるということですか。

○委員長（高瀬重嗣） 菊池委員。

○委員（菊池久光） 多分人それぞれ理解がちょっと違うのかなという気がするのですが、大豆生田委員おっしゃっているように、再審法改正を求める意見書を提出することを求める件という形、これが件名になっているのですけれども、その意見書自体が、ここについている案がありますよね、これに限らずという形の考え方でいいのですかね。そこが問題です。

○委員（大豆生田春美） その意見書を政府に提出することを求める件という陳情なのだから、あくまでも意見書は出してくださいよということなので、その意見書が、こっちに書いてある案をそのまま取り入れるのか、それとも賛成だけでも、意見書を出せばいいのであれば、総務で作った形でいいのかということ、そこが私は気になっているところです。

○委員長（高瀬重嗣） 事務局、どうでしょうか。

○事務局（植田賢司） 勉強不足でちょっと回答できないので、事務局にどうなのか確認したいので……

○委員長（高瀬重嗣） 暫時休憩しましょう。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時57分 再開

○委員長（高瀬重嗣） 再開いたします。

ほかに発言はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ないようであれば、陳情第8号に対する意見は終了します。

それでは、採決いたします。

陳情第8号は、継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） 異議のないものと認め、陳情第8号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件については継続審査とすることに決しました。

それでは、陳情第8号は継続審査となりましたので、議長に閉会中の継続審査申出書を提出いたします。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 事務局にお願いしたいのですけれども、県内で採択したところの意見書がもし参考までに手に入る場合、ちょっとそれをしていただくとありがたい。

○委員長（高瀬重嗣） 議会事務局にお願いをして、取り入れられるものは取り入れるようにします。

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（高瀬重嗣） 次に、日程第２、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットにあります調査事件につきまして議会閉会中も継続調査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものです。

タブレットに掲載しましたのは、昨年と同じものを掲載していますが、内容に関して具体的なものを取り上げることできます。具体的なものがあれば追加をいたしますし、昨年と同じであればこのまま提出いたしますので、委員の皆様に一読していただき、内容をご確認いただければと思います。

（内容確認）

○委員長（高瀬重嗣） 内容をご確認いただけましたでしょうか。

それでは、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣） 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前１１時００分 散会